

下水道法第12条の2(水質汚濁防止法第2条第2項)に定める特定施設について

下水道法第12条の2(水質汚濁防止法第2条第2項)に定める特定施設は排水規制の対象となり、特に排水基準の厳守に留意され、下記の事項についても遺漏のなきようお願いいたします。

記

特定施設における届出義務

(1) 特定施設の設置等の届出	: 下水道法第12条の3	工事開始日の60日以前
(2) 特定施設の構造等の変更届出	: 下水道法第12条の4	工事開始日の60日以前
(3) 氏名変更等の届出	: 下水道法第12条の7	30日以内
(4) 特定施設廃止届	: 下水道法第12条の7	30日以内
(5) 承継の届出	: 下水道法第12条の8	30日以内
(6) 水質測定の義務	: 下水道法第12条の12	測定記録は5年間保存
(7) 報告の徴収(提出)	: 下水道法第39条の2	
(8) 使用開始等の届出	: 下水道法第11条の2	

水質検査自主測定回数

- (イ) 月1回以上 : 最重点監視対象事業場「下水処理、汚泥処理処分に大きな影響を及ぼす有害物質を排除するおそれのある事業場」
- (ロ) 年4回以上 : 有害物質「終末処理場での処理困難物質」を含む下水を排除する事業場
- (ハ) 年2回以上 : 生物処理が可能な下水を排除する事業場

※注:ダイオキシン類については、年1回以上とする。

(下水道法第12条の12、下水道法施行令第12条第2項、下水道法施行規則第15条第2項による)

なお、自主測定の検査項目などについては、特定事業場の種別により異なるため、詳細は下水道課にお問い合わせください。

※ 規定に違反したり虚偽の届出等をした者は、下水道法第48条、第49条、第51条の適用を受け、処罰されますので念のため申し添えます。

苫小牧市上下水道部下水道課管理係
苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話: (0144) 32-6604 (直通)

特定施設届出書記入要領(下水道法第12条の3 下水道法施行規則第8条第3項)

1. 特定施設の種類については、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる号番号及び施設の名称を記載すること。
2. 特定施設の構造については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ. 特定施設の形式・構造・主要寸法及び能力並びに当該特定施設及びこれに関連する主要機械又は主要装置の配置。
 - ロ. 特定施設にかかわる工事の着手及び完成の予定年月日並びに特定施設の使用開始の予定年月日。
 - ハ. その他特定施設の構造について参考となるべき事項。
3. 特定施設の使用の方法については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ. 特定施設の設置場所
 - ロ. 特定施設を含む操業の系統
 - ハ. 特定施設の使用時間間隔、及び、1日当たりの使用時間並びにその使用に季節変動がある場合には、その概要
 - ニ. 特定施設を含む作業行程において使用する原材料(消耗資材を含む。)の種類、使用方法及び1日当たりの使用量
 - ホ. 特定施設の使用時において、当該特定施設から排出される汚水の水質(当該特定事業場から排除される下水に係わる水質の基準が定められた事項に限る。以下この条において同じ。)の通常値及び最大値並びに当該汚水の通常量及び最大量
 - ヘ. その他特定施設の使用の方法について参考となるべき事項
4. 汚水の処理方法については、次に掲げる事項を記載すること。
 - イ. 汚水の処理施設の設置場所
 - ロ. 汚水の処理施設に係わる工事の着手、及び完成の予定年月日並びに、使用開始の予定年月日
 - ハ. 汚水の処理施設の種類・型式・構造・主要寸法及び能力、並びに、汚水の処理の方式
 - ニ. 汚水の処理の系統
 - ホ. 汚水の集水、及び汚水の処理施設までの導水の方法
 - ヘ. 汚水の処理施設の使用時間間隔、及び1日当たりの使用時間、並びに、その使用に季節変動がある場合には、その概要
 - ト. 汚水の処理施設において、中和・凝集・酸化その他の反応の用に供する消耗資材の1日当たりの用途別使用量
 - チ. 汚水の処理施設使用時における、当該汚水の処理前、処理後の水質の通常値、最大値、並びに、通常汚水量及び、最大汚水量
 - リ. 汚水の処理によって生ずる残渣の種類、及び、1月間の種類別生成量、並びにその処理方法の概要
 - ヌ. 汚水を公共下水道、又は、流域下水道へ排除する方法(排出口の位置及び数並びに排出先を含む。)
 - ル. その他汚水の処理の方法について、参考となる事項
5. 公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質については、次に掲げる事項を記載する事。
 - イ. 公共下水道又は流域下水道への、排出口における下水の通常量及び、最大量並びに当該下水の水質の通常値及び最大値
 - ロ. その他公共下水道又は流域下水道に排除される下水の量及び水質について、参考となるべき事項
6. 用水及び排水の系統については、当該特定事業場における系統について記載し、用途別用水使用量を付記すること。

特 定 施 設 届 出 書 (届出の根拠 下水道法第12条の 第 項 様式-1)							
公共下水道管理者 苫小牧市長 金澤 俊 様 年 月 日							
1	届出者	住所		変更後		変更年月日 ・ ・	
		氏名 又は 名称 TEL				変 更 理 由	
	工場又は 事業所	所在地	苫小牧市				
		名称 TEL					
2	特定施設の 種類	号番号 第 号		構造等	設置場所 → 別図2, 3 構造・使用方法 → 別紙1 汚水処理方法 → 別紙1 下水の量及び水質 → 別紙2 用水及び排水の系統 → 別図1	変更届出のときは変更部分について変更前後の内容を対照させるものとする。	
		名 称					
3	使用廃止年月日		年 月 日	廃止 理由 及び 原因 承継 の			
4	特定施設の 承継	承継年月日	年 月 日				
		被承継者	住所				
			氏名 又は 名称 TEL				

※ 届出の根拠～下水道法(昭和33年4月24日法律第79号)

	届 出 の 内 容	条 項	記載該当欄	必要とする添付書類
1	特定施設の設置	第12条の3第1項	1・2	別紙1・2、別図1～5、その他
2	特定施設の使用	第12条の3第2項又は第3項	1・2	別紙1・2、別図1～5、その他
3	特定施設の構造等の変更	第12条の4	1・2	別紙1・2、別図1～5、その他
4	氏名の変更等	第12条の7	1・2	なし
5	特定施設の使用廃止	第12条の7	1・2・3	別図2・3
6	特定施設の承継	第12条の8	1・2・4	別図2・3

※ 参考事項～報告の徴収(下水道法第39条の2)

企業規模等	資 本 金		万円	用水・排水状況	用 水		排 水		備 考 (業務内容等)	
	従 業 員 数		人		上水道	m ³ /月	総排水量	m ³ /月		
	敷 地 面 積 (		m ² m ²		地下水	m ³ /月	除害施設	m ³ /月		
					メーターの有無:		生活雑排水	m ³ /月		
	操 業 状 況	1日の操業時間			時間		m ³ /月			m ³ /月
		:			~	:	m ³ /月			m ³ /月
		1月の操業日数			日		m ³ /月			m ³ /月
		定 休 日				計	m ³ /月	日最大排水量		m ³ /日

別紙1. 特定施設及び污水处理施設の構造・使用方法

施 設 名		特定施設の号番号及び名称	污水处理施設の名称
設 置	付近見取り図	別図2	
場 所	工場内配置図	別図3・主要機械又は主要装置の配置・汚水等の集水及び導水方法	
操作系統・排水状況等		別図4・操業系統・使用時の汚水量及び水質・処理前後の水量及び水質	
新設又は変更の着手予定年月日		年 月 日	年 月 日
新設又は変更の完成予定年月日		年 月 日	年 月 日
新設又は変更の使用開始予定年月日		年 月 日	年 月 日
構 造 等	型 式		
	構 造	材 質	
		形 状	
		主要寸法	
	能 力		
	設 置 数		
	備 考		カタログ・図面等参考となるべきものを添付のこと。
使 用 方 法 等	1日の使用時間		時間 時間
	使用の季節的 変動の概要		
	使用原材料及び薬品等	・原材料の種類 ・使用方法及び量	・汚水等の処理に要する消耗資材の1日当たりの用途別使用量
	廃液の分離等		・汚水等の処理系統 別図5 ・残渣の量及びその処理方法
排 水 の 排 除 先		苫小牧市公共下水道	

別紙 2 下水の量及び水質

項 目				水質検査年月日							
				排水量							
				測定値		m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日	m ³ /日
				(上限)		mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ	mg/ℓ
市 条 例 基 準	生 活 環 境 項 目 な ど		温度	45	℃以下						
			水素イオン濃度	5以上9以下	PH						
			生物化学的酸素要求量(BOD)	600	mg/ℓ以下						
			浮遊物質(SS)	600	mg/ℓ以下						
			よう素消費量	220	mg/ℓ以下						
		○	ノルマルヘキサン	イ.鉍油類	5	mg/ℓ以下					
		○	抽出物質含有量	ロ.動・植物油脂類	30	mg/ℓ以下					
一 律 基 準			フェノール類	5	mg/ℓ以下						
			銅及びその化合物	3	mg/ℓ以下						
			亜鉛及びその化合物	2	mg/ℓ以下						
			鉄及びその化合物(溶解性)	10	mg/ℓ以下						
			マンガン及びその化合物(溶解性)	10	mg/ℓ以下						
			クロム及びその化合物	2	mg/ℓ以下						
		○	カドミウム及びその化合物	0.03	mg/ℓ以下						
	健 康 項 目 ・ 有 害 物 質	○	シアン化合物	1	mg/ℓ以下						
		○	有機リン化合物	1	mg/ℓ以下						
		○	鉛及びその化合物	0.1	mg/ℓ以下						
		○	六価クロム化合物	0.2	mg/ℓ以下						
		○	ヒ素及びその化合物	0.1	mg/ℓ以下						
		○	水銀及びアルキル水銀その他化合物	0.005	mg/ℓ以下						
			アルキル水銀化合物	不検出	mg/ℓ以下						
		○	ポリ塩化ビフェニル(PCB)	0.003	mg/ℓ以下						
		○	トリクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下						
		○	テトラクロロエチレン	0.1	mg/ℓ以下						
		○	ジクロロメタン	0.2	mg/ℓ以下						
		○	四塩化炭素	0.02	mg/ℓ以下						
		○	1・2-ジクロロエタン	0.04	mg/ℓ以下						
		○	1・1-ジクロロエチレン	1	mg/ℓ以下						
		○	シス-1・2-ジクロロエチレン	0.4	mg/ℓ以下						
		○	1・1・1-トリクロロエタン	3	mg/ℓ以下						
		○	1・1・2-トリクロロエタン	0.06	mg/ℓ以下						
		○	1・3-ジクロロプロペン	0.02	mg/ℓ以下						
		○	テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	0.06	mg/ℓ以下						
		○	2-クロロ-4・6-ビス(エチレンアミノ)-s-トリアジン(別名シマジン)	0.03	mg/ℓ以下						
		○	s-4-クロロベンジル=N・N-ジエチルチオカルバマート(別名チオベンガルブ)	0.2	mg/ℓ以下						
		○	ベンゼン	0.1	mg/ℓ以下						
		○	セレン及びその化合物	0.1	mg/ℓ以下						
		○	ほう素及びその化合物 (注1)	10 (230)	mg/ℓ以下						
		○	ふっ素及びその化合物 (注1)	8 (15)	mg/ℓ以下						
		○	1・4-ジオキサン	0.5	mg/ℓ以下						
		○	ダイオキシン類	10	pg-TEQ/ℓ以下						
		○	アンモニア性窒素・亜硫酸性窒素及び硝酸性窒素	380	mg/ℓ以下						

(注1) 河川その他の公共の水域を放流先とする下水道に下水を排出する場合に適用。

但し、()内は、海域を放流先とする下水道に下水を排出する場合に適用。

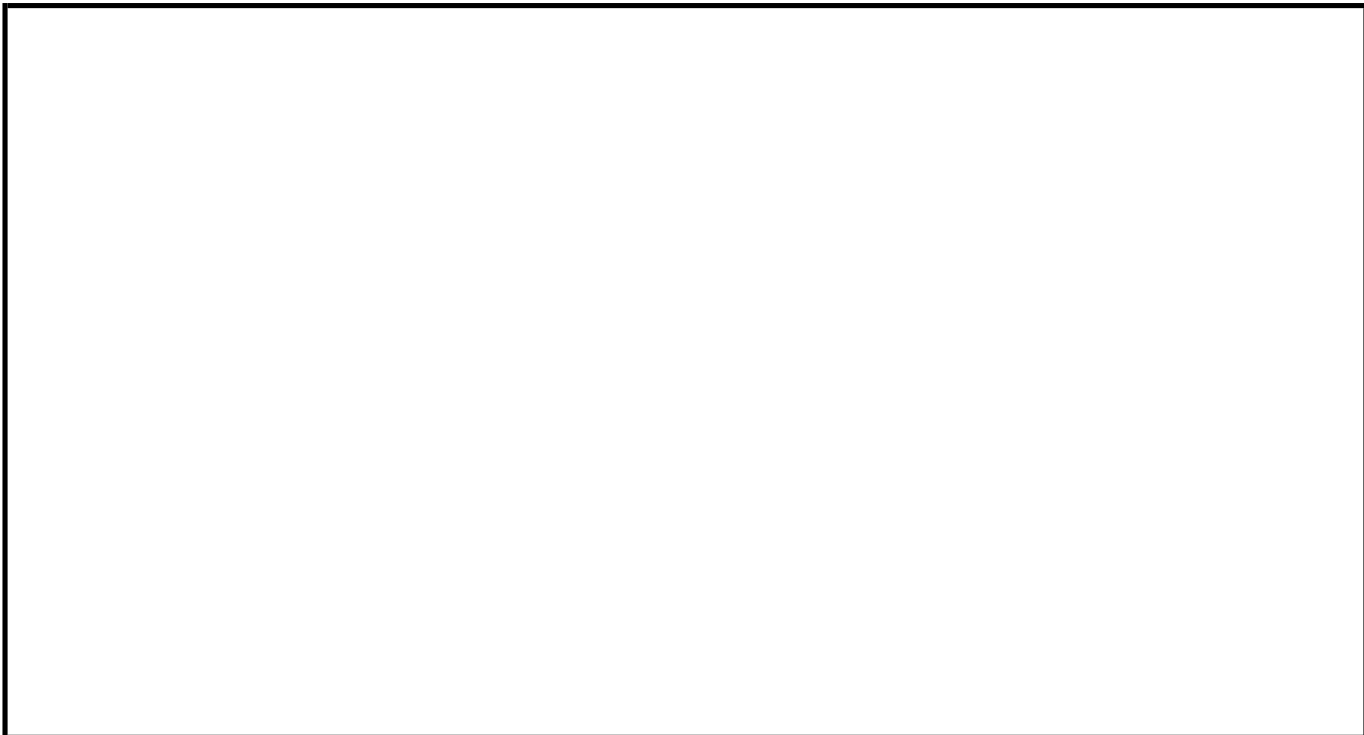
○：事故時の措置の対象となる物質。

別図1. 用水及び排水の系統図

当該特定事業所における系統について記載し、用途別用水使用料・排水量を付記すること。



別図2. 工場又は事業場付近見取図



別図3. 工場又は事業場内の配置図

- ・特定施設を含む主要機械又は主要装置の配置
- ・汚水等の集水及び導水方法～特定施設から污水处理施設に至る導水路、排水導水路

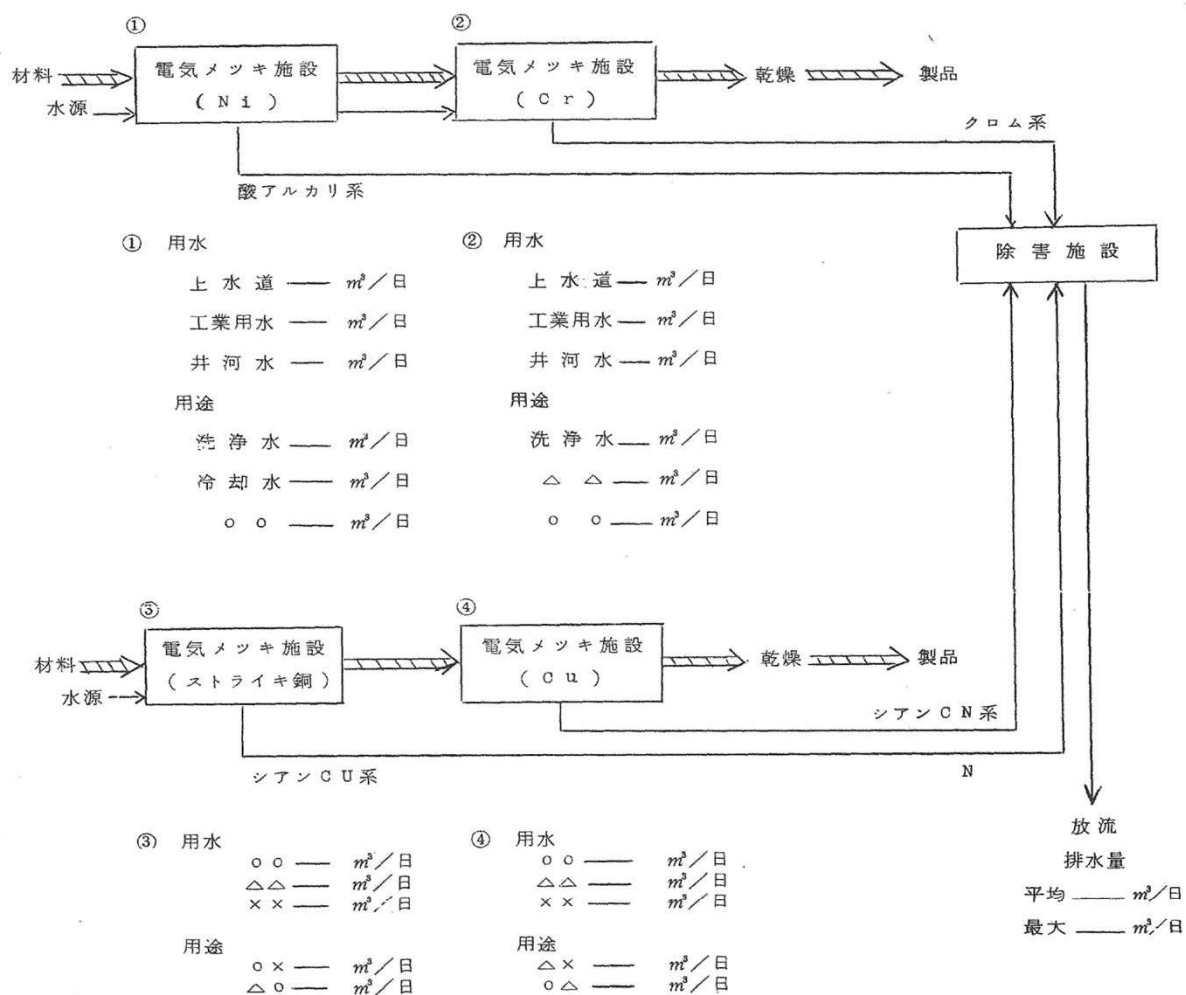


別図4. 特定施設を含む操業系統図

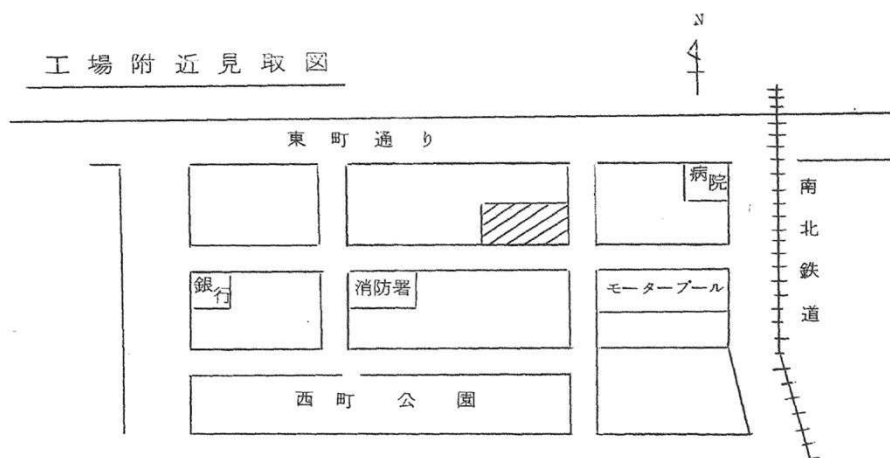
- ・使用時の汚水量及び水質、1日の使用時間
- ・使用原材料、使用薬品等の量
- ・廃水の処理前後の水量及び水質

別図5. 汚水等の処理系統図

用水及び排水の系統図



工場附近見取図

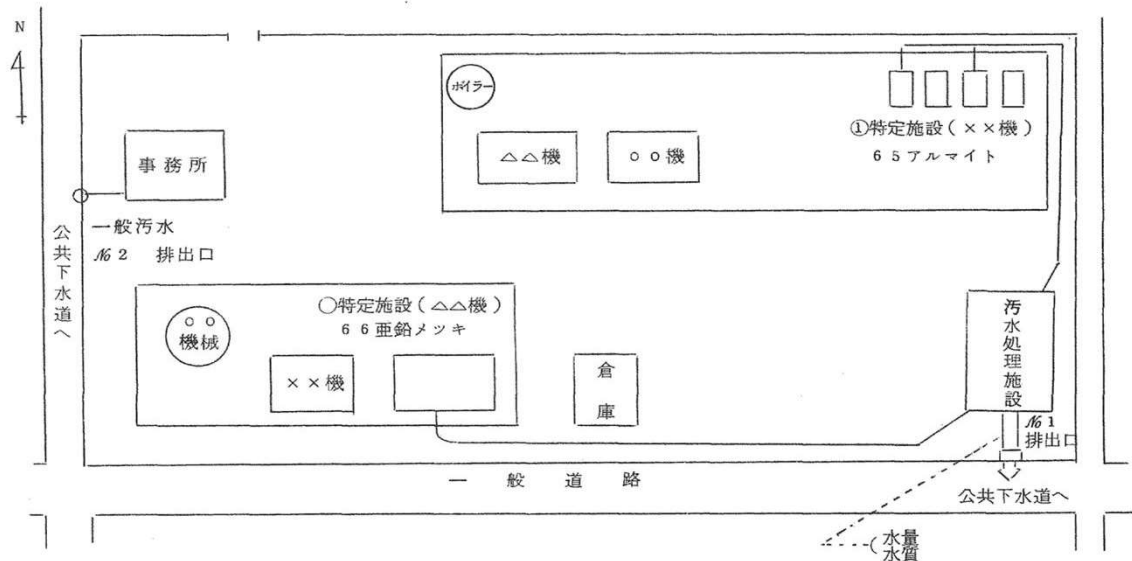


【特定施設の届出に伴う添付書類の記入例】

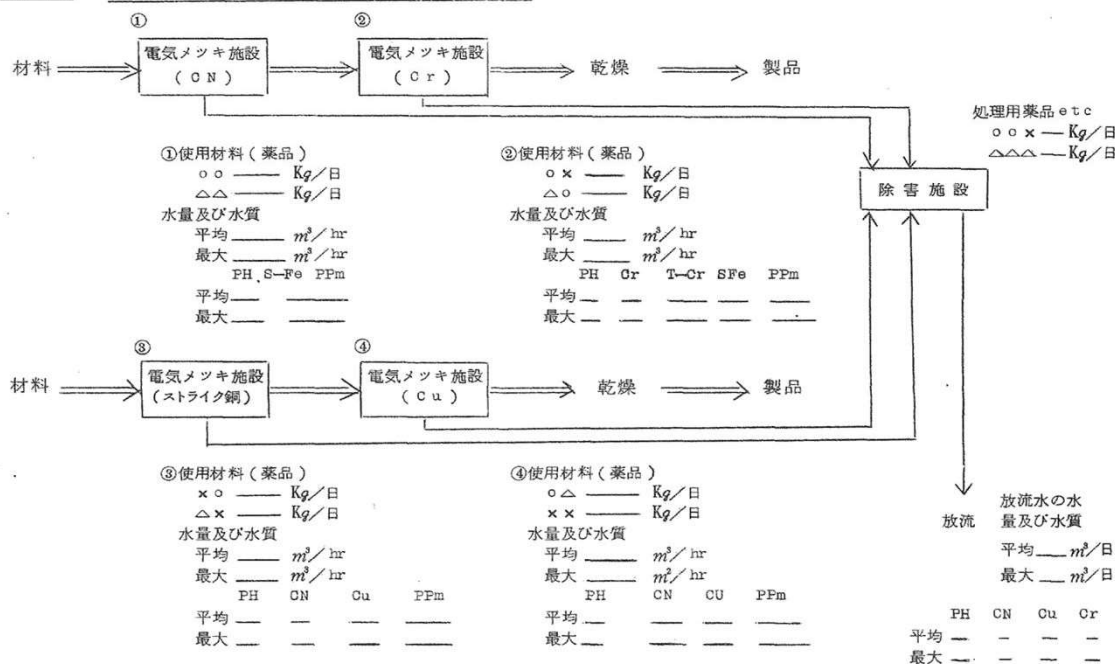
(2/3)

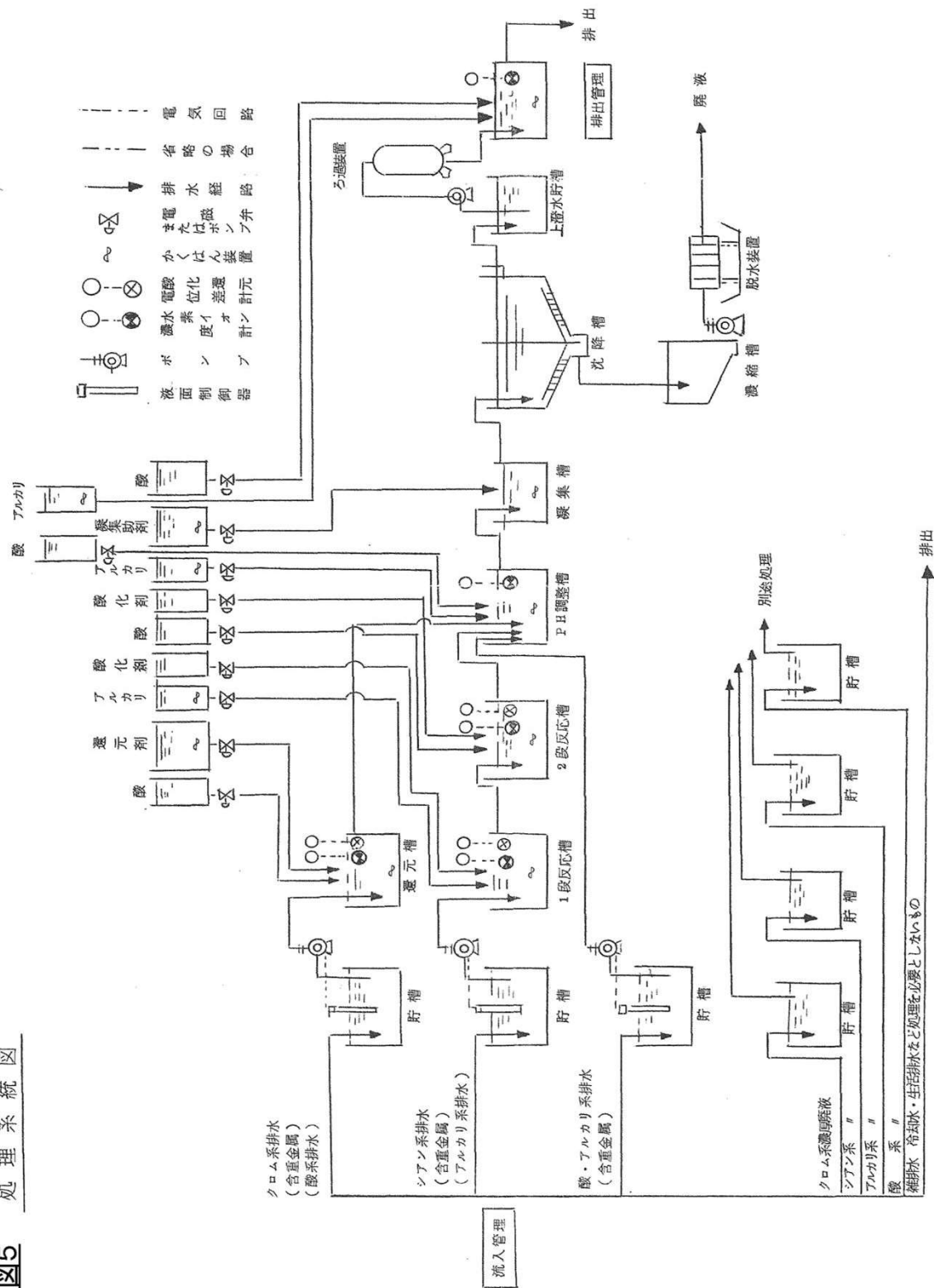
別図3

- 工場内の建物等の配置図
- 特定施設汚水処理施設、主要機械、主要装置の配置図
- 特定施設から汚水施設に至る導水路図
- 工場排水導水路図



別図4 特定施設を含む操業系統図





病院・一般診療所・臨床検査施設・衛生検査施設の排水について

1. 特定事業場 入院ベット数300床以上の病院

イ. 厨房施設

ロ. 洗浄施設

医療用具洗浄施設、フィルム現像洗浄施設、洗濯施設など

ハ. 入浴施設

に該当する病院は、法に基づく特定施設など各種の届け出が必要。300床未満の病院、一般診療所、臨床検査施設、衛生検査施設についても使用開始届出が必要です。

2. 排水対策

病院、一般診療所、臨床検査、衛生検査等の過程で有害物質を使用するため、排水の水質管理を責任もって実施していく体制作りが必要です。

各部門毎に、水質管理の責任者を定め排水対策を行う。

イ. 体温計・血圧計の水銀

破損すると、水銀が微細な粉状となり飛散するため、床面清掃のときモップ等に付着し、洗うときに高濃度の水銀が下水道に排出されることになる。

◎水銀を用いない電子体温計、血圧計に取替

◎破損しても水銀の飛散しにくい体温計、血圧計に取替

ロ. 殺菌消毒剤

殺菌消毒剤の中には、規制物質に該当する水銀、フェノール等を含む物があり使用済みの消毒剤を廃棄したり、容器の洗浄時等に下水道に排出される。

◎水銀、フェノールを含まないものに変更

◎やむなく使用する場合は廃液の回収を適正に行う

殺菌消毒剤の分類例

	薬品名	成分
水銀系	チメロサルマーゾニン	メチロサル
	マーキュロクロム液	マーキュロクロム
	しょうこう水	塩化第二水銀
フェノール系	フェノール	石炭酸
	クレゾール石鹼液	クレゾール
	グリンス	イルガサンDP300
ヨウ素系	イソジン	ボピドンヨード
	希ヨードチンキ	ヨウ素
塩素系	アンチホルミン	活性塩素
	ミルトンビューラックス	次亜塩素酸ナトリウム
アルコール系	消毒用エタノール	エタノール
	イソプロ	イソプロパノール
界面活性剤	オスパンホエスミンデアミトール	
	ハイアミンT	塩化ベルザルコニウム
	デゴー51	
アルデヒド	オルマリン	ホルムアルデヒド
	ステリハイドサイデックス	グルタール
その他	ヒビテングルコネート	グルコン酸
	マスキン	クロルヘキシジン
	アクリノール	アクリノール
	オキシフル	過酸化水素

ハ. 臨床検査に使用する試薬

試薬の中には、水銀、シアン、クロムなどの規制物質を含む物があり、検査試薬をよく把握して有害物質を含むものは、検査廃液及び器具等の洗浄水を回収し適正に処分する。…………… 処理業者へ委託

臨床検査に用いられる試薬剤

	物質名	使用方法	使用目的
シアン	シアン化カリウム	シアンメトヘモグロビン法	血色素定量
	フェリシアン化カリウム		
水銀	硝酸第二水銀	シャールズ・シャールズ法	クロール定量
	酸化第二水銀	ハリスのヘマトキシリン	細胞染色
	塩化第二水銀	ハイエム液	赤血球数算定
	金属水銀	ミロン反応	肝機能検査
クロム	重クロム酸カリウム(水銀)	ツェンカー液	

二. レントゲンフィルムの現像液、定着液

レントゲン廃液はPH、BOD、ヨウ素消費量が非常に高く、一般に銀を含む定着液はよく回収されるが、現像液も合わせて処理業者へ委託。

ホ. 洗濯、厨房の洗剤

洗剤、漂白剤の中には、高アルカリ性の物があり、PH値が高くなります。

◎中性洗剤に変更

◎中和処理を行う

ヘ. 歯科のアマルガム

充填剤のアマルガムの中には、多量の水銀が含まれている。これが治療の際にうがい水と共に下水道に排出される。

◎排水を水銀処理装置で処理するなどの措置が必要

◎うがい排水、腔内の汚物をバキュームで吸引

◎フロアに原水槽を置く、その後にカートリッジのフィルター、水銀用のキレート樹脂指を置く

◎プラスタートラップ

ト. 油脂類

グリーストラップ

公共下水道管理者

苫小牧市長 金 澤 俊 様

所在地

名 称

代表者

下水排水の水質管理について

公共下水道を使用開始するにあたり水質管理の向上を図り下水道法及び市下水道条例に定める排水基準等の遵守に努めます。

記

(1) 設備内容

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1. 入院ベット数 | _____ | 床 |
| 2. 診察科 | _____ | 科 |
| 3. 使用する体温計の種類と数 | _____ 型 _____ | 個 |
| 4. 使用する血圧計の種類と数 | _____ 型 _____ | 個 |
| 5. 使用する消毒薬の種類 | _____ | |
| 6. 使用水量 | _____ m ³ /日 (内訳: 私設 ・ 井水 ・ 市水道) | |
| 7. 1日の食数 | _____ | 食 |

(2) 水質管理における処分方法・処理先及び使用頻度

1. 水銀体温計、血圧計の処分

2. 臨床検査の使用済み試薬等の処分 (シアン化合物、水銀、六価クロム、鉛、カドミウム等)

3. 特別管理産業廃棄物の処分 (注射器、注射針、ガーゼ、脱脂綿等)

4. X線フィルム、現像液、定着廃液の処分

5. 歯科アマルガムの使用頻度について (S n . H g . C u . と H g の合金)

様式一3

実施制限期間短縮申請書

年 月 日

公共下水道管理者

苫小牧市長 金澤 俊 様

住 所

申請者

氏名又は名称

(電話番号)

— —

年 月 日で届け出た { 特定施設の設置
特定施設の構造等の変更 } について、

下水道法第12条の6の規定による実施の制限を下記のとおり短縮願います。

記

- 1 届出書審査受理希望期日 年 月 日
- 2 理 由

備考1. { }内については、不必要な部分を線で消すこと。

特定施設 工事等完了届出書

年 月 日

公共下水道管理者
苫小牧市長 金澤 俊 様

住 所

申請者

氏名又は名称

(電話番号) — —

年 月 日で届け出た { 特定施設の設置
特定施設の構造等の変更 } が完了しましたので、

次のとおり届け出ます。

記

届出受理年月日及び番号		年 月 日 苫上下下 第 号		着手年月日	年 月 日
工場又は事業場の名称				完了年月日	年 月 日
工場又は事業場の所在地				※整理番号	
施工者	住 所			※受理年月日	年 月 日
	名 称			※備 考	
建 設 費	機 械 工事費	円	土 木 工事費	円	電 気 工事費 円
	その他 円				
建 設 資 金 内 訳		自 己 資金 円	借 入 円	そ の 他 円	

備考1. { }内については、不必要な部分を線で消すこと。

備考2. ※印の欄は、記入しないこと。

特 定 施 設 使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

公共下水道管理者
苫小牧市長 金 澤 俊 様

住 所

申 請 者 氏名又は名称

(電話番号) — —

特定施設の使用を廃止したので下水道法第12条の7(下水道法第25条の10において準用する同法第12条の7)の規定より、次のとおり届け出ます。

記

工場又は事業所の名称		※ 整 理 番 号	
工場又は事業所の所在地		※ 受 理 年 月 日	年 月 日
特 定 施 設 の 種 類		※ 施 設 番 号	
特 定 施 設 の 設 置 場 所		※ 備 考	
使 用 廃 止 の 年 月 日	年 月 日		
使 用 廃 止 の 理 由			

備考

1. ※印の欄は、記載しないこと。